

# 総合口座

平成 23 年 12 月 1 日現在

商品名	総合口座
対象預金科目	普通預金、定期預金、定期積金
ご利用いただける方	個人のお客さま（お1人1口座）
期間	
お預け入れ方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	各お取引につきましては各預金の商品概要説明書をご参照ください。
払い戻し方法	
利息 （1）適用利率 （2）利払い方法 （3）計算方法	
税金	
手数料	
付加できる特約事項	<p>■ 総合口座当座貸越</p> <p>普通預金の残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の口座振替の請求があった場合、総合口座定期預金または総合口座定期積金があれば、不足額を自動的に融資（当座貸越）いたします。総合口座普通預金に入金があると、自動的に返済となります。</p> <p>&lt;貸越極度額&gt; 担保定期預金および担保定期積金の合計額の90%（1,000円未満は切り捨てます）、または300万円のうちのいずれか少ない金額</p> <p>&lt;貸越利率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担保定期預金の利率（期日指定定期預金の場合は2年以上の適用利率）に年0.5%、担保定期積金の約定利回りに年1.0%を加えた利率</li> <li>利率の異なる複数の担保定期預金等がある場合 貸越発生時 … 低い利率分から順に融資したもとして適用 返済時 … 高い利息分から順に返済があったもとして適用（普通預金に入金時）</li> </ul> <p>&lt;付利単位&gt; 1円</p> <p>&lt;利息計算方法&gt; 貸越利用日から返済日前日まで、毎日の最終残高について1年を365日とする日割計算を行います。</p> <p>&lt;利息支払時期&gt; 毎年3月と9月の当金庫所定の日総合口座普通預金残高から払い出し、または貸越残高に組み入れます。</p>
期日前解約時のお取り扱い	各預金の規定に従います。
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードをご覧ください、または店頭にお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置①	<p>&lt;苦情処理措置&gt;</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店舗またはCSR推進室までお申し出ください。</p>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置②</p>	<p>&lt;のと共栄信用金庫 CSR推進室&gt;  ○ 金庫本部：〒926-8601 石川県七尾市松物町35番地  【電話】0767-52-3450  【Fax】0767-54-8360  【E-mail】sousen@notoshin.co.jp  ○ 金沢地区統括部：〒920-0804 金沢市鳴和2丁目1番5号  【電話】076-253-5111  【Fax】076-253-5110  ■ 受付時間：営業日の午前9時00分～午後5時00分までの間（土・日・祝祭日を除く）  ■ 受付媒体：電話・ファクシミリ・eメール・郵便（手紙）・面談  &lt;紛争解決措置&gt;  金沢弁護士会 紛争解決センター（TEL 076-221-0242）  東京弁護士会 紛争解決センター（TEL 03-3581-0031）  第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL 03-3595-8588）  第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL 03-3581-2249）  をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能です。なお、上記の四つの弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記CSR推進室または全国しんきん相談所（午前9時00分～午後5時00分、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>